札幌市企業経営動向調査（令和７年度上期・下期）実施業務

公募型企画競争提案説明書

１　業務名

札幌市企業経営動向調査（令和７年度上期・下期）実施業務

２　本書の目的

本書は、「札幌市企業経営動向調査（令和７年度上期・下期）実施業務」の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

３　業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者との協議の中で変更する場合がある。

４　業務委託期間

契約締結日から令和８年３月 31 日（火）まで

５　事業規模（契約限度額）

総額 3,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

上記の金額は事業規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

６　参加資格

　(1) 令和４～７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること（申請中の者については、企画提案書の提出期限までに登録されていること）。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

７　企画提案を求める事項

(1) 基本的認識に関すること

(2) 業務遂行能力に関すること

(3) 別添「業務仕様書」の実施項目について、それぞれ効果的かつ具体的な手法

* なお、一部の項目で企画提案書に必ず掲載する必要のある項目を定めていることから、必ず内容について８⑵にて確認すること。

８　契約候補者の選定方法

(1) 審査

札幌市企業経営動向調査（令和７年度上期・下期）実施業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。) において、提案された企画のプレゼンテーション審査を実施し、１者を選定する。企画提案者が５者以上となった場合、企画提案書の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位４者までの企画提案を選定する。

(2) 審査基準

下表のとおり。

これに加えて、満点評価とならなかった提案事業者を対象として、企画提案書の提出締切日時点において提案事業者が札幌SDGs企業登録制度の登録企業である場合は、本業務とSDGsの親和性を考慮し委員１人当たり２点を加点する。

(3) 評価方法・最低基準点

実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の６割以上と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。

(4) 採点が同点の場合の取扱

同点の事業者が２者以上あった場合には、実施委員会で協議のうえ選定する。

(5) 参加者が１者であった場合

最低基準点（満点の６割）以上の場合に限り契約候補者として選定する。

【審査基準】

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目と配点 | 審査の視点 |
| **１　基本的認識【5点】** | |
| ①趣旨・背景の理解（5点） | ・札幌市が市内事業者の動向を適切に把握し、その背景について経済情勢に応じた考察を行う必要性に対し、基本的な認識を示しているか。 |
| **２　業務遂行能力【20点】** | |
| ①組織体制（5点） | ・業務の効果的な遂行にあたり、適切な人材の登用と十分な人員配置が予定されているか。 |
| ②類似業務の実績（10点） | ・業務の実行力を示す類似業務（アンケート調査業務、統計分析業務等）の実績及びノウハウを有しているか。 |
| ③積算の妥当性（5点） | ・契約限度額の範囲内において、適切な予算配分による積算がされているか。 |
| **３　企画提案内容【75点】** | |
| ①回答の回収（20点） | ・回答率を確保するための効果的な対応策を具体的に提案できているか。（10点）  ・上期調査の回答数が800社を下回った際の、下期調査における効果的な改善策を具体的に提案できているか。（10点） |
| ②調査票のデータ集計（20点） | 当該項目については、９⑵①に記載の手順にて入手した令和６年度調査時に使用したサンプルファイルをもとにした改善案を企画提案書に掲載することとし、下記の視点で審査を行う。  ・回答の回収からアウトプットまでの期間を短縮し、且つ集計結果の精度を高められるツールの改修・構築方針について、具体的且つ効果的な内容を提案できているか。(10点)  ・Googleスプレッドシートで読み込んだ際も動作し、次回調査時にも対応が可能なツールの構築方針について、具体的且つ効果的な内容を提案できているか。（10点） |
| ③統計データと組み合わせた考察（25点） | 当該項目については、上記サンプルファイル及び札幌市公式HP（URL: https://www.city.sapporo.jp/keizai/top/joho/dokochosa.html）にて公表されている「令和６年度札幌市企業経営動向調査-調査報告書-」の調査結果をもとに、同報告書「1-1札幌市内の景気」についての考察の方向性を企画提案書に掲載することとし、下記の視点で審査を行う。 ・調査結果と組み合わせる統計データの内容や行政機関が行う考察としての方向性は適切か。（10点）  ・説得的・論理的な考察が導き出される方向性となっているか。（15点） |
| ④独自提案（10点） | ・調査結果の分析をより高度に行うことや、報告書へのアウトプットにあたっての期間を短縮させ且つ精度を向上させることに資する、具体的且つ効果的な内容を提案できているか。 |

９　企画提案に係る手続き・スケジュール

(1) 手続き関係様式

様式を定めるものは以下のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 質問書 | 様式１ |
| ② | 参加意向申出書 | 様式２ |
| ③ | 企画提案書提出書 | 様式３ |
| ④ | 企画提案者概要 | 様式４ |

(2) スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| ① | **告示**／６月16日（月） |
|  | ・札幌市HPにて、告示文、本提案説明書、仕様書、各種様式を公表するため、各種様式をダウンロードのうえ使用すること。  ・なお、仕様書３ページ目「４業務内容-⑷調査結果のデータ集計」に記載している「委託者から提供される前期調査時に使用していたExcel集計ファイル」については、後記12に記載する連絡先宛てに令和６年７月14日（月）までに電子メールにて連絡することで、サンプルファイルの提供を受けること。 |
| ② | **質問の受付**／６月30日（月）12：00まで |
|  | ・質問書（様式１）に、要旨を簡潔にまとめて提出すること。  ・提出方法は、電子メールとし、電話や窓口での質問は受け付けない（送信先は後記12に記載）。  ・電子メールのタイトルは「札幌市企業経営動向調査（令和７年度上期・下期）実施業務　質問書（事業者名）」とする。  ・質問の回答は、電子メールにより随時行うとともに、公開する必要があると認める場合は、ホームページで公開する（質問を行った事業者名等は公開しない）。  ・受付期間内に到着しなかった質問書については、原則として回答しない。 |
| ③ | **参加意向申出書の受付**／　７月７日（月）17：00まで |
|  | ・企画提案への参加を希望する事業者は、後記10(1)の「参加意向申出書（様式２）」を提出すること。  ・提出方法は、電子データをメールにて送付（締切日必着）又は持参（土・日・祝日を除く9：00～17：00）とする（送付先は後記12に記載）。  ・参加資格審査結果は個別に通知する。  ・提出書類に不備・不足がある場合は受け付けない。 |
| ④ | **企画提案の受付**／　７月14日（月）17：00まで |
|  | ・後記10(1)の「企画提案書提出書（様式３）」「企画提案者概要（様式４）」「企画提案書（様式任意）」「見積書（様式任意）」を全て提出すること。なお、企画提案書については、後記10(2)の留意事項を確認の上、作成すること。  ・提出方法は、電子データをメールで送付するとともに、書留郵便やレターパック等受領確認ができる方法で送付（締切日必着）又は持参（土・日・祝日を除く9：00～17：00）とする（送付先は後記10に記載）。  ・提出書類に不備・不足がある場合は受け付けない。 |
| ⑤ | **書類審査の実施**／　７月16日（水）を予定 |
|  | ・企画提案者が５者以上となった場合、上記の審査基準により、企画提案者の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位４者までの企画提案を選定し、令和７年７月18日（金）までに企画提案提出者に通知するものとする。 |
| ⑥ | **プレゼンテーション審査の実施**／　７月23日（水）を予定 |
|  | ・企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。  ・開始時間や場所は、別途期日前に企画提案書を提出した事業者に連絡する。  ・審査は、１企画提案あたり、30分間（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分）を想定し、札幌市の指定した時刻から、順次個別に行うものとする。  ・出席者は１提案者あたり３名以内とし、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを実施すること。なお、当日は本市が所有するモニターの使用は認めるが、モニター及びHDMIケーブル以外の備品については企画提案者が全て持参すること。追加の資料配布は認めないものとする。  ・プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。 |
| ⑦ | **審査結果通知**／　プレゼンテーション審査実施後 |
|  | ・審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。  ・審査の過程については公表しない。  ・審査結果に対する質問は通知日から起算して10日間までの期間に受け付ける。連絡方法は電子メール又はFAX又は電話（土・日・祝日を除く9：00～17：00）とする。回答は質問者に対して個別に行う。 |
| ⑧ | **契約手続き**／　７月下旬予定 |
|  | ・本件業務の委託契約は、上記審査により選定された事業者の企画提案を基に、当該事業者と本市における協議・調整を経て確定した仕様書に基づき、当該事業者から別途見積書の提出を受けた後に締結する。詳細は、選定事業者に対し別途通知する。  ・選定した受託予定者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選択する、ただし、次点の評価を受けた事業者が、最低基準点に満たない場合は選定しない。 |

10　提出書類及び留意事項

(1) 提出書類

【全ての事業者が提出する書類】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 部数 | 提出期限 |
| 参加意向申出書（様式２） | １部 | ７月７日（月）  17:00まで |
| 企画提案書提出書（様式３） | １部 | ７月14日（月）  17:00まで |
| 企画提案者概要（様式４）※ | ９部 |
| 企画提案書（様式任意）※ | ９部 |
| 見積書（様式任意）※ | ９部 |

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

ア　企画提案書はＡ４判（縦・横不問）、片面印刷で20ページ以内(表紙及び目次を除く。) とすること。

イ　表紙及び目次を除き、企画提案書下部にページ数を入れること。

ウ　見積書については、積算根拠が分かるように記載すること。

なお、当該見積額は、企画書が選定された事業者との契約額を確定するものではない。

エ　提出に当たっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。

11　その他留意事項

(1) 本件企画競争に係る書類作成、提出等にかかる一切の費用は提案者の負担とする。

(2) 提出書類の撤回・再提出及び修正は認めない（軽微な修正は除く）。

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(5) 札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。

(6) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(7) 提案者は、本件企画競争に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成など）。

(8) 提出書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

(9) 本件企画競争の参加者は、札幌市から提供する情報を本件企画競争の提案に係るもの以外の用途に使用してはならない。

(10) 企画提案の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

12　企画提案書等提出・問合せ先

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目（市役所本庁舎15階北側）

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課企画係　担当：堀内、熊谷

電話：011-211-2352　FAX：011-218-5130

E-mail：keizaikikaku-kikaku1@city.sapporo.jp